

秋田県条例第三号

秋田県行政手続条例の一部を改正する条例

秋田県行政手続条例（平成八年秋田県条例第四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十四条」を「第三十五条」に、「第五章 届出（第三十五条）」を「第五章 処分等の求め（第三十六条）」に改める。

第六章 届出（第三十七条）

第二条第三号中「及び第三十二条」を「第三十二条及び第三十三条第二項」に改め、同条第五号中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第三条第一項中「第四章」を「第五章」に改め、同条第三項中「かわる」を「関わる」に、「第四章」を「第四章及び第五章」に改める。

第三十三条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、県の機関が許可等をする権限又は許可等に基づく処分等をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

一 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項

二 前号の条項に規定する要件

三 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

第三十五条の見出しを削り、同条を第三十七条とする。

第五章を第六章とする。

第三十四条の次に次の一条及び一章を加える。

（行政指導の中止等の求め）

第三十五条 法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めたときは、当該行政指導をした県の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他の必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

一 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所

二 当該行政指導の内容

三 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項

四 前号の条項に規定する要件

五 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由

六 その他参考となる事項

3 当該県の機関は、第一項の規定による申出があつたときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

第五章 処分等の求め

第三十六条 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する県の機関に對し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

一 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所

二 法令に違反する事実の内容

三 当該処分又は行政指導の内容

四 当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項

五 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由

六 その他参考となる事項

3 当該行政庁又は県の機関は、第一項の規定による申出があつたときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

(秋田県県税条例の一部改正)

2 秋田県県税条例(昭和二十九年秋田県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第二項中「第三十三条第三項」を「第三十三条第四項」に、「第三十三条第二項」を「第三十三条第三項」に改める。

(秋田県民の消費生活の安定及び向上に関する条例の一部改正)

3 秋田県民の消費生活の安定及び向上に関する条例(昭和五十一年秋田県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第八条第七項及び第八項を削る。

第十五条の三第四項中「から第八項まで」を「及び第六項」に、「同条第五項から第七項まで」を「これら」に、「第十五条の三第三項」と、同条第八項中「第三項から第六項まで」とあるのは「第十五条の三第三項並びに第五項及び第六項」を、「第十五条の三第三項」に改める。

(秋田県民の消費生活の安定及び向上に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

4 この条例の施行の際現に前項の規定による改正前の秋田県民の消費生活の安定及び向上に関する条例第八条第七項(同条例第十五条の三第四項において準用する場合を含む。)の規定によりされている申出は、この条例による改正後の秋田県行政手続条例第三十六条第一項の規定によりされた申出とみなす。